エー・アイ・キャピタル株式会社

お客さま本位の業務運営に関する取組方針に基づく取組状況

エー・アイ・キャピタル株式会社（以下「当社」）の「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」に対する 2025 年 3 月末現在における取組状況は、以下のとおりです。

お客さまの最善の利益の追求

お客さまの最善の利益を図るための「お客さま本位の業務運営を実現するための方針」を 2017 年 12 月に策定し、当該方針に基づく取組みを開始しました。
お客さまにより一層価値のあるサービスを提供できる様、国内外のファンドマネージャーとの定期的なコンタクト等により、最新の情報収集に努めました。
お客さまへの定期的な活動報告・ヒアリングの実施などを通じ、お客さまの投資動向やニーズの把握に努めました。
（運用資産額）
2024 年 9 月末現在：1,201,785 百万円

利益相反の適切な管理

利益相反のおそれのある取引にあたっては、社内規程に沿った手続きを通して、その取引の妥当性を検証しました。また、コンプライアンス研修等を通じて利益相反の適切な管理について役職員への周知・浸透を図りました。

手数料等の明確化

お客さまにご負担いただく報酬、手数料その他費用に対する対価といたしましては、投資先の選定・調査、お客さまのポートフォリオ構築に関するアドバイスなど多岐にわたります。弊社のビジネスの性質上、当該対価の内訳を個別に特定することは困難ですが、各商品・サービスの特性を鑑み、合理的と判断される手数料水準につき、お客様と合意の上で設定を致しました。

重要な情報の分かりやすい提供

お客さまとの情報の非対称性があり得ることを前提に、当社の提供する商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、金融商品・サービスの選定理由、利益相反の可能性等について、お客さまにわかりやすくお伝えできる様、お客さま向け資料の継続的な改善に努めました。

お客さまにふさわしいサービスの提供

デューディリジェンスおよびモニタリング実績を通じて、多くの投資先ファンドの投資戦略、投資案件の実績を把握しており、多くの情報に基づいて相対的な比較を行います。そうした情報の蓄積をベースに、お客さまに最適なサービスを提供しました。
投資委員会を含めて、あらゆる意思決定の局面で、投資家の利益に適っているのか否かをトップが常に発言するようにしました。また、毎週の社内の全体会議で繰り返し述べることで、社内にこの精神が浸透するよう心掛けました。役職員に対する適切な動機づけの枠組み等

自己啓発支援として、証券アナリスト（CMA）及び米国証券アナリスト（CFA）資格取得のための受講・受験費用及び年会費の負担に加え、各社員の自己啓発プランに応じて、業務に関する資格あるいは学習費用の半額補助を行っており、自主的な専門スキル向上をサポートしました。
お客さまの最善の利益を図るために、役職員の商品知識、コンプライアンス意識の向上を目的とした勉強会やコンプライアンス研修を、年間を通して実施しました。

直近 1 年におけるコンプライアンス研修実施回数（2024 年度）
コンプライアンス研修及びクイズ：12 回
入社時研修：8 回

プロダクトガバナンスに関する方針に基づく取組状況

エー・アイ・キャピタル株式会社（以下「当社」）の「プロダクトガバナンスに関する方針」に対する 2025 年 3 月末現在における取組状況は、以下のとおりです。

基本理念
お客さまによりよい金融商品やサービスを提供するため、経営のリーダーシップの下、お客さまの資産形成等に係る 真のニーズを踏まえた最適な商品・サービスの開発 ・提供・管理を行うとともに、わかりやすい情報の提供・開示を行ってまいりました。 また、これらの実効性を継続的に確保するために以下の取組みを実行いたしました。

体制整備
当社は基本理念を踏まえ、商品の組成から償還に至るまでの金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスの実効性を確保するために体制を整備し、金融商品組成時の検証、組成後のモニタリングは管理部門を含めたエグゼクティブ・コミッティ―が関与いたしました。

金融商品の組成時の対応
金融商品組成時においては、お客さまの真のニーズを想定した上で、金融商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を、ビジネス・ディベロップメント会議で検討し、エグゼクティブ・コミッティ―で検証いたしました。また、金融商品の複雑さやリスク等の特性等に応じて、お客さまの最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる社員及び金融事業者が商品を十分に理解し、お客様にご理解頂けるような説明のできる情報提供をいたしました。

金融商品の組成後の対応
当社は、組成後の金融商品に関して、定期的に品質の検証を実施いたしました。四半期毎にインベストメント部門が行うモニタリング会議で想定していた商品性が確保されているかを確認し、結果はリスク管理委員会及びエグゼクティブ・コミッティ―に報告いたしました。

運用が想定通り行われていない商品は、運用の改善を求め、運用の改善が困難あるいは運用改善以外の措置が必要と判断される金融商品については、適切な措置を講じ、併せてその実行状況をモニタリングし、モニタリング会議、リスク管理委員会及びエグゼクティブ・コミッティ―において報告を行いました。

お客さまに対する分かりやすい情報の提供

当社は、お客さまがより良い金融商品を選択できるよう、当社の運用体制やプロダクトガバナンス体制等についてそれぞれのお客さまに適した説明を行いました。

以上